

議案第69号

盛岡市球技公園条例について

盛岡市球技公園条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月7日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市球技公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、球技公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 野球をはじめとする球技、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供する施設として、球技公園を次表のとおり設置する。

名称	位置
いわて盛岡ボールパーク	盛岡市永井7地割16番地2

(使用時間)

第3条 球技公園のうち野球場及び屋内練習場（以下「有料公園施設」という。）の使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技公園にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

区分	使用時間
野球場	午前5時から午後9時まで
屋内練習場	午前8時から午後9時まで

(休場日)

第4条 有料公園施設の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

(使用の許可等)

第5条 有料公園施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、有料公園施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは有料公園施設からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、有料公園施設において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する有料公園施設にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により有料公園施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 球技公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 球技公園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う球技公園の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報 を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 球技公園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは有料公園施設からの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、球技公園の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 有料公園施設の利用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、球技公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第14条及び第15条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第7項中「、もりおか歴史文化館盛岡市子ども科学館」を「もりおか歴史文化館、盛岡市子ども科学館」に、「及び盛岡南公園球技場」を「、盛岡南公園球技場、野球場及び屋内練習場」に改める。

別表第1盛岡南公園の項中「盛岡南公園球技場」を「盛岡南公園球技場 野球場 屋内練習場」に改める。

別表（第8条関係）

(1) 野球場

ア グラウンドの使用料

区分			土曜日及び休日		その他の日	
			午前5時から午前8時まで	午前8時から午後9時まで	午前5時から午前8時まで	午前8時から午後9時まで
料金を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	600円	2,900円	500円	2,400円
		大学生以下の者	300円	1,450円	250円	1,200円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,800円	8,700円	1,500円	7,200円
料金を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	1,800円	8,700円	1,500円	7,200円
		大学生以下の者	900円	4,350円	750円	3,600円
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の480人分に相当する額（その額が740,150円に満たない場合は740,150円）		使用する日ごとにその日の最高入場料の360人分に相当する額（その額が591,930円に満たない場合は591,930円）	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

- 3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。

イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料

区分			金額
トレーニング室	第1屋内トレーニングスペース及び第1素振りスペース（1時間までごとに）	一般	2,000円
		大学生以下の者	1,000円
	第2屋内トレーニングスペース及び第2素振りスペース（1時間までごとに）	一般	2,000円
		大学生以下の者	1,000円
	第1ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
第2ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	500円	
	大学生以下の者	250円	
第1会議室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円
第2会議室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円
第1多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円
第2多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円
第3多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円
		大学生以下の者	250円
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円

ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料

区分			金額
照明設備	料金を徴収しない場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合	18,000円
		4分の3を点灯する場合	13,500円
		2分の1を点灯する場合	9,000円
		4分の1を点灯する場合	2,000円
	料金を徴収する場合	全部を点灯する場合	72,000円

	合（1時間までごとに）	4分の3を点灯する場合	54,000円
		2分の1を点灯する場合	36,000円
		4分の1を点灯する場合	8,000円
放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）		1,200円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）		2,400円
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）		2,000円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）		4,000円

備考 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

## (2) 屋内練習場

### ア 多目的グラウンドの使用料

区分				土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収しない場合	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	4,000円	3,400円
			大学生以下の者	2,000円	1,700円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		12,000円	10,000円
	半面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	2,000円	1,700円
			大学生以下の者	1,000円	850円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		6,000円	5,000円
	4分の1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	1,000円	850円
			大学生以下の者	500円	425円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		3,000円	2,500円
料金を徴収する場合	集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合（1時間までごとに）			40,000円	34,000円
	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合（1時間までごとに）			48,000円	40,800円

備考

1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

イ トレーニングルームの使用料

区分		一般	大学生以下の者
普通使用（1回につき）		400円	300円
回数使用（6回につき）		2,000円	1,500円
定期使用	3月につき	10,400円	7,800円
	6月につき	15,600円	11,700円
	1年につき	20,800円	15,600円

提案理由

球技公園を設置しようとするものである。